

○「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について

平成31年3月11日

道本少第3699号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
子どもの健全育成サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）については、「札幌市子どもの健全育成サポートシステム」の実施について」（平22. 3. 23道本少第691号）、「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について」（平22. 5. 6道本少第1183号）及び「子どもの健全育成サポートシステム」の運用の見直しについて」（平30. 10. 23道本少第2269号）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、平成31年4月1日から次のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、次の通達は、同日付で廃止する。

○ 「札幌市子どもの健全育成サポートシステム」の実施について」（平22. 3. 23道本少第691号）

○ 「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について」（平22. 5. 6道本少第1183号）

記

1 趣旨

学校と警察が児童生徒の健全育成を図るため、児童生徒の問題行動等に関して警察から学校へ、学校から警察へと相互に一定要件の対象事案について情報を交換し、学校と警察が連携を密にして児童生徒の問題行動の所在を相互に理解し合い、それぞれの機能を発揮して児童生徒の非行等の防止を図り、健全育成を推進しようとするものである。

2 連携機関

道警察の部署が教育委員会又は学校と協定を締結し、情報共有体制を構築している小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び特別支援学校とする。

3 連絡対象事案

(1) 警察署から学校への連絡

ア 逮捕に係る事案

イ 逮捕以外の事案のうち、次に掲げる事由により継続的に対応することが必要と認められる事案

(ア) 児童生徒が粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合

(イ) 他の児童生徒に影響が及ぶ場合

(ウ) 複数で非行に及んだ場合

(エ) 非行を繰り返している場合

(オ) 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなどぐ犯性が強い場合

(カ) いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合

(2) 学校から警察署への連絡

ア 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認め

られる事案

イ 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

ウ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案

4 運用体制

(1) 連絡対象事案を取り扱った警察署

ア 取扱責任者

(ア) 連絡対象事案を取り扱った警察署（以下「取扱警察署」という。）に取扱責任者を置き、警察署長をもって充てる。

(イ) 取扱責任者は、学校に対する連絡の必要性の有無、連絡の内容等について判断するとともに、連絡が適正に行われるよう十分配慮するものとする。

イ 取扱担当者

(ア) 取扱警察署に取扱担当者を置き、少年警察部門を担当する警部又は警部補をもって充てる。

(イ) 取扱担当者は、取扱責任者の指示に基づき、連絡の内容等について連絡票（別記第1号様式）の作成を行うものとする。

(2) 連絡対象事案に係る児童生徒が在籍する学校を管轄する警察署

ア 連絡責任者

(ア) 連絡対象事案に係る児童生徒が在籍する学校の所在地を管轄する警察署（以下「連絡警察署」という。）に連絡責任者を置き、警察署長をもって充てる。

(イ) 連絡責任者は、学校への連絡及び学校から受けた連絡への対応が適正に行われるよう十分配慮するものとする。

イ 連絡担当者

(ア) 連絡警察署に連絡担当者を置き、少年警察部門を担当する警部又は警部補をもって充てる。

(イ) 連絡担当者は、連絡責任者の指示に基づき、連絡を行うものとする。

(ウ) 連絡担当者は、平素から学校との連携を密にして信頼関係の維持、構築に努め、連絡体制を確立しておくものとする。

5 運用要領

(1) 警察署から学校への連絡

ア 連絡を行う警察署

学校への連絡は、連絡警察署が行うものとする。

イ 連絡の時期

連絡の時期は、原則として、逮捕事案はその都度とし、逮捕事案以外の事案は連絡の必要性を認めたときに行うものとする。ただし、捜査又は調査上支障があると認められるときは、捜査又は調査が終了した時点、若しくは送致又は通告した時点とする。

ウ 連絡内容

連絡内容は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要、その他児童生

徒の非行等の防止に資するための必要最小限の情報とする。

エ 連絡票の作成等

学校への連絡は、取扱警察署において事前に連絡票を作成し行うものとする。

取扱警察署と連絡警察署が異なる場合は、取扱警察署は、連絡票を連絡警察署に送付するものとする。

オ 連絡方法

(ア) 連絡警察署は、学校に連絡する前に、連絡票の写しにより警察本部少年課（札幌方面以外の方面の警察署は当該方面本部の生活安全課を経由。以下同じ。）に報告するものとする。

(イ) 警察本部少年課は、連絡票の記載内容を確認し、取扱警察署及び連絡警察署に確認結果を通知するものとする。

(ウ) 連絡担当者は、通知を受けた内容に基づき、関係する学校の連絡担当者に対し、面接又は電話により連絡するものとする。

(エ) 取扱警察署と連絡警察署が異なる場合は、連絡担当者は、取扱警察署に連絡結果を通知するものとする。

(2) 学校から警察署への連絡

学校から連絡を受けた連絡担当者は、受理票（別記第2号様式）を作成し、受理票の写しにより警察本部少年課に報告するものとする。

自署以外の所属に関係する内容の場合は、当該所属に内容を通知し、緊密に連携して対応するものとする。

6 運用上の留意事項

(1) サポートシステムに対する正しい理解

警察から学校への連絡は、学校において児童生徒の制裁を求めるものではなく、教育現場における適切な生徒指導と必要な措置を講じることにより、児童生徒の健全育成を図ることにあることを理解して行うこと。

(2) 協定内容の確実な確認

協定は、教育委員会又は学校によって内容が異なることから、連絡担当者は、連絡しようとする事案が連絡対象事案に該当するかを確実に確認すること。

(3) 正確な連絡

連絡内容は、学校との相互理解や信頼を保持するため、正確を期すること。

(4) 保護者への連絡

連絡に当たっては、原則として、児童生徒及びその保護者に対し、サポートシステムの趣旨を伝え、理解と協力を得ること。

(5) 秘密の保持

連絡内容は、個人情報であることから、秘密の保持を徹底すること。

(6) 部門間の連携

連絡対象事案は、生活安全部門だけでなく、全ての部門に及んでいることから、部門間において緊密に連携して必要な措置を講じること。

(7) 特異事案に対する適切な対応

サポートシステムに関して苦情等が寄せられた場合や紛議事案に発展するおそれ

がある場合には、速やかに警察本部少年課に報告して連携を図るなど適切に対応すること。

7 参考事項

別紙「子どもの健全育成サポートシステム概要」を添付するので参考とすること。

連 絡 票

取扱警察署
取扱担当者

職名
氏名

方面

警察署

学 校							
事 案 種 別		☐ 逮捕事案 ☐ 逮捕事案以外 ☐ 粗暴行為等を行う非行集団の構成員である場合 ☐ 他の児童生徒に影響が及ぶ場合 ☐ 複数で犯行に及んだ場合 ☐ 非行を繰り返している場合 ☐ 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど ぐ犯性が強い場合 ☐ いじめその他児童の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそ れがある場合					
連 絡 内 容	対 象 少 年	学 年 氏名(ふりがな) () 生 年 月 日 年 月 日生 (歳) ☐ 男性 ☐ 女性					
	事 案 の 概 要						
	逮 捕 年 月 日						
	罪 名						
	取 扱 警 察 署	警察署					
協 定 の 確 認 結 果		☐ 連絡対象事案に該当 ☐ 連絡対象事案に該当せず					
連 絡 後 記 載 欄	連 絡 日 時	年 月 日 時 分					
	連 絡 者	方面 警察署 職名 氏名					
	受 理 者	学校 職名 氏名					
	連 絡 方 法	☐ 電話 ☐ 面接					
	取扱警察署への通知	月 日 時 分 受理者					
		31	20	070	子どもの健全育成サポートシステム連絡票・受理票		1年

注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
2 協定の確認結果は、連絡警察署が記入すること。
3 規格は、A列4番縦長とする。

受 理 票

方面 警察署

学 校					
事 案 種 別	☐ 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案 ☐ 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案 ☐ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案				
対 象 少 年	学 年 氏名(ふりがな) () 生 年 月 日 年 月 日生 (歳) ☐ 男性 ☐ 女性				
事 案 の 内 容					
受 理 日 時	年 月 日 時 分				
連 絡 担 当 者	学校 職名 氏名				
受 理 者	方面 警察署 職名 氏名				
受 理 方 法	☐ 電話 ☐ 面接				
関係警察署への通知	通知日時 年 月 日 時 分 関係警察署 受理者				
		31	20	070	子どもの健全育成ポータルシステム連絡票・受理票 1 年

注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

子どもの健全育成サポートシステム概要

趣 旨

警察と学校が児童生徒の健全育成を図るため、問題行動等に関して警察と学校が相互に対象事案について情報を交換し、問題行動の所在を理解し合い、それぞれの機能を発揮して児童生徒の非行等の防止を図り、健全育成を推進しようとするもの。

連 携 機 関

道警察の部署が教育委員会又は学校と協定を締結し、情報共有体制を構築している小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び特別支援学校

運 用 要 領

警察から学校への連絡

連絡対象事案

- 1 逮捕に係る事案
- 2 逮捕以外の事案のうち、次に掲げる事由により継続的に対応することが必要と認められる事案
 - (1) 児童生徒が粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合
 - (2) 他の児童生徒に影響が及ぶ場合
 - (3) 複数で非行に及んだ場合
 - (4) 非行を繰り返している場合
 - (5) 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど犯性が強い場合
 - (6) いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合

連絡要領

取扱警察署（連絡対象事案を取り扱った警察署）

- ① 学校に対する連絡の必要性の有無、連絡内容等を判断
- ② 連絡票の作成
- ③ 連絡票を連絡警察署に送付

連絡警察署（連絡対象事案に係る児童生徒が在籍する学校を管轄する警察署）

- ④ 連絡しようとする事案が当該学校との連絡対象事案に該当するか協定内容を確認
- ⑤ 連絡票の写しを警察本部少年課に送付（札幌方面以外の方面は方面本部生活安全課を経由）
- ⑥ 警察本部少年課は連絡票の確認結果を取扱警察署・連絡警察署に通知
- ⑦ 警察本部少年課からの通知に基づき学校の連絡担当者に面接又は電話により連絡
- ⑧ 取扱警察署に連絡結果を通知

※③及び⑧は、取扱警察署と連絡警察署が異なる場合に行う。

学校から警察への連絡

連絡対象事案

- 1 児童生徒の非行等の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案
- 2 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案
- 3 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案

受理要領

- ① 学校から連絡を受けた連絡担当者は、受理票を作成
- ② 受理票の写しにより警察本部少年課に報告
- ③ 自署以外の所属に関係する内容の場合は、当該所属に内容を通知